

○国土交通省告示第七百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第六第三項に次の一号を加える。

八 特定天井について、次に定めるところによること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準（この場合において、同告示第三第一項第九号の表中のkは、天井を設ける階にかかわらず、○・五以上とすることができる。）に適合するもの又は令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、この限りでない。

イ 天井面構成部材（天井面を構成する天井板、天井下地材及びこれに附属する金物をいう。以下同じ。）の各部分が、地震の震動により生ずる力を構造耐力上有効に当該天井面構成部材の他の部分に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

ロ 天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に水平震度○・五以上の数値を乗じて得られた水平方向の地震力（計算しよう

とする方向の柱の相互の間隔が十五メートルを超える場合にあつては、当該水平方向の地震力に加えて、天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に数値が一以上の鉛直震度を乗じて得られた鉛直方向の地震力)により天井に生ずる力が当該天井の許容耐力(繰り返し載荷試験その他の試験又は計算によって確認した損傷耐力(天井材の損傷又は接合部分の滑り若しくは外れが生ずる力に対する耐力をいう。))に三分の二以下の数値を乗じた値をいう。)を超えないことを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて地震力により天井に生ずる力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ハ 天井面構成部材と壁、柱その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの(構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものを除く。以下「壁等」という。))との隙間(当該隙間の全部又は一部に相互に応力を伝えない部分を設ける場合にあつては、当該部分は隙間とみなす。以下同じ。)が、六センチメートルに吊り長さが三メートルを超える部分の長さの二百分の一・五を乗じた値を加えた数値以上であることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との隙間を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ニ イからハマまでの構造計算を行うに当たり、風圧並びに地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。